

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下「新型インフル特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務は、新型インフル特措法に基づいて、新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、発生時における措置、緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を講ずる事務を行うものである。 御前崎市は、新型インフル特措法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ■新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。 1 住民基本台帳をもとに予防接種対象者を抽出 2 予防接種実施の登録 3 照会申請による予防接種履歴の照会 4 交付申請による転入者・予防接種券紛失者への予防接種券再交付 5 予防接種による健康被害が生じた場合の給付金の支給
③システムの名称	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項 ②情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1123
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報照会を行う際には、4情報による照会を行うことを厳守している。 また、健康増進事業に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う情報システムの管理を扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している為、対策は十分であると考え。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月23日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 住民基本台帳をもとに予防接種対象者を抽出 2 予防接種実施の登録 3 照会申請による予防接種履歴の照会 4 交付申請による転入者・予防接種券紛失者への予防接種券再交付 5 予防接種による健康被害が生じた場合の給付金の支給	■新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 1 住民基本台帳をもとに予防接種対象者を抽出 2 予防接種実施の登録 3 照会申請による予防接種履歴の照会 4 交付申請による転入者・予防接種券紛失者への予防接種券再交付 5 予防接種による健康被害が生じた場合の給付金の支給	事後	
令和3年6月23日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月23日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号放題19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月23日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	番号法第19条第7号 別表第二の115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2項、17項、18項、19項 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の16の2項	事後	
令和3年6月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年3月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I -4-②	番号法第19条第7号 別表第二の115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2項、17項、18項、19項 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の16の2項	番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2項、17項、18項、19項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の16の2項	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	I -3	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I -1-②	■新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	■新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年2月28日	I -3	番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年2月28日	I -4-②	番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2項、17項、18項、19項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の16の2項	番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2項、17項、18項、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年5月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年5月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	I -1-②	■新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	■新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。	事後	予防接種証明書のコンビニ交付に伴う変更
令和4年8月17日	I -1-③	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS) 5 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	予防接種証明書のコンビニ交付に伴う変更
令和4年8月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年2月1日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	予防接種証明書のコンビニ交付に伴う変更
令和4年8月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年2月1日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	予防接種証明書のコンビニ交付に伴う変更
令和5年9月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年8月17日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年9月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年8月17日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	■新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。	■新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種券等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了に伴う変更
令和7年1月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 ワクチン接種記録システム(VRS) 5 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	1 健康管理システム「健康かるて」 2 中間サーバー 3 統合宛名システム 4 コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了に伴う変更
令和7年1月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一10項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の運用終了に伴う変更 法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2項、17項、18項、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	①情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項 ②情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式に伴う変更